

口座振替規定

2024 年 10 月 7 日現在
株式会社東京スター銀行

1. 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。
なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行に迷惑をかけません。
5. 当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。

[上記以外の東京都水道局追加事項]

この預金口座振替についての領収書は請求いたしません。

私が受けるべき水道料金等の払い戻し金が、水道局から送金された場合は、私の口座に振込んでください。

以 上